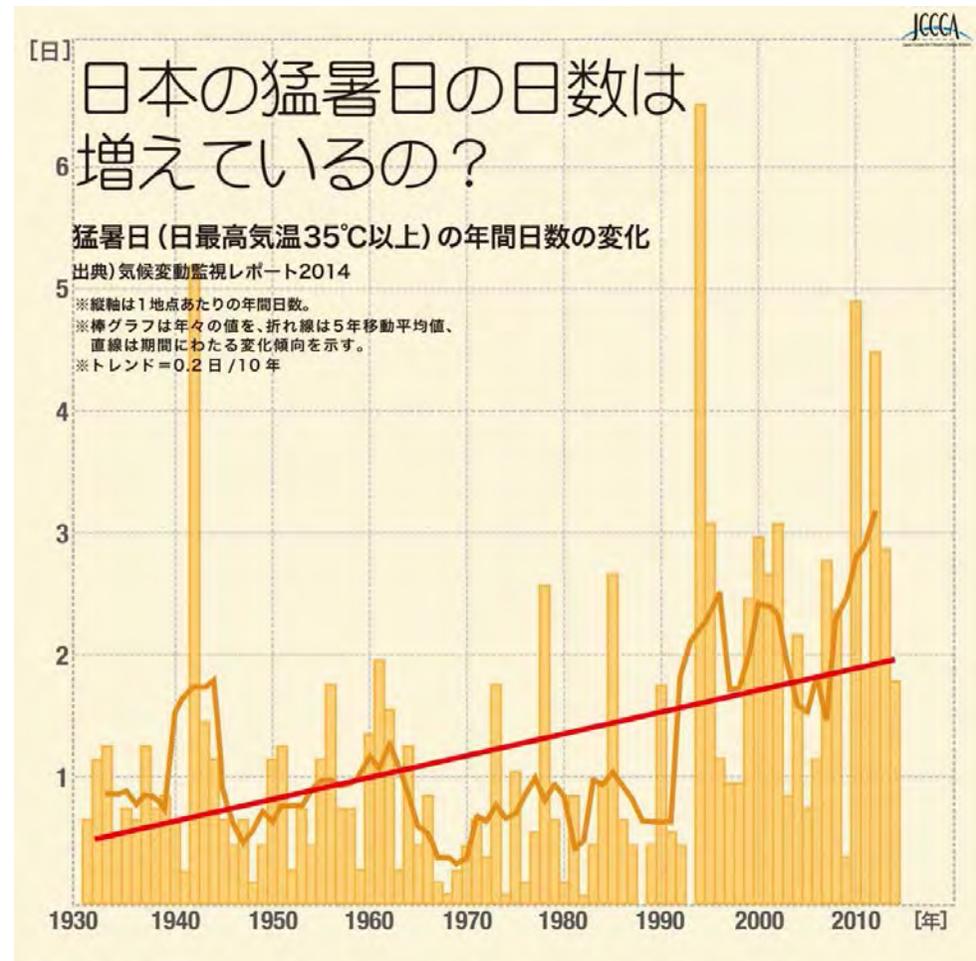
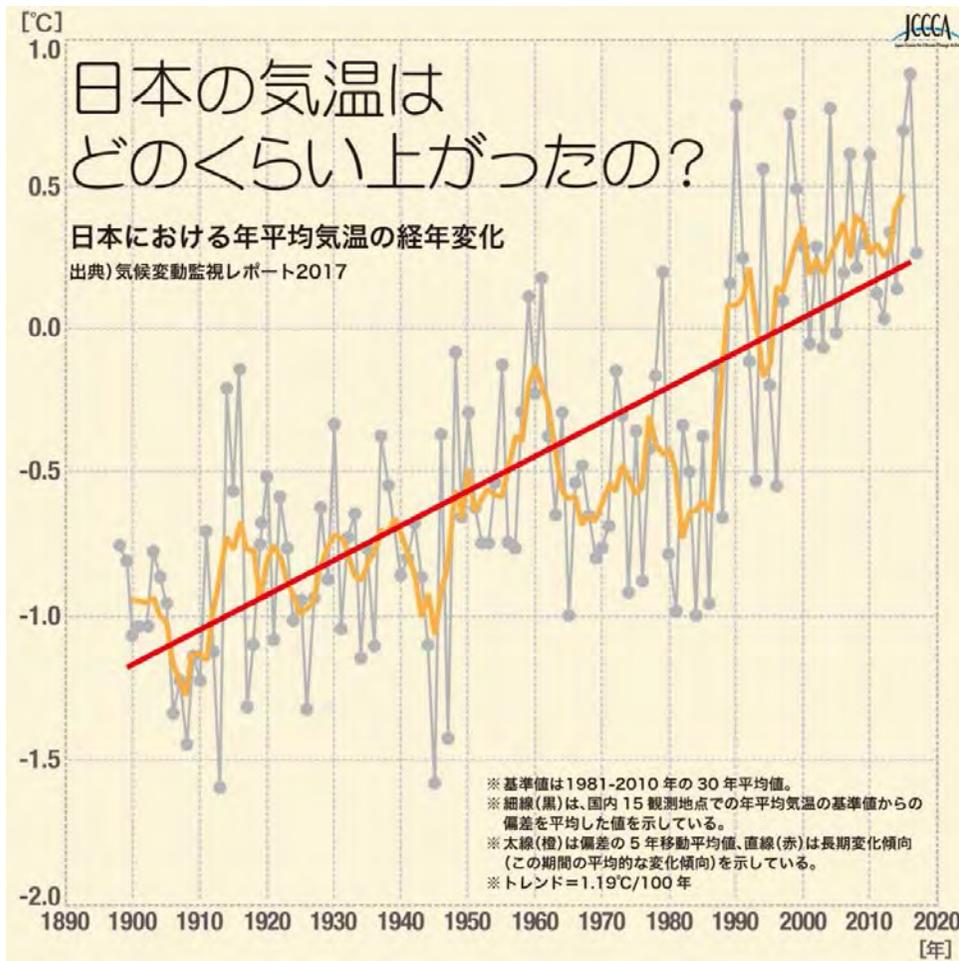


森林環境税・譲与税について

令和元年7月23日

林野庁

地球温暖化の影響



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

[日]
40

日本の大雨の回数は 増えているの？

日降水量400mm以上の年間観測回数

出典) 気候変動監視レポート2017

- ※ 縦軸は1000地点あたりの年間日数。
- ※ 棒グラフは各年の年間日数(全国のアメダスによる観測値を1000地点あたりに換算した値)を示す。
- ※ 直線は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。
- ※ トレンド=1.7回/10年

25

20

15

10

5

1975

1980

1985

1990

1995

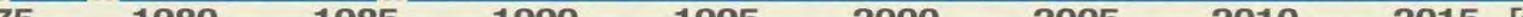
2000

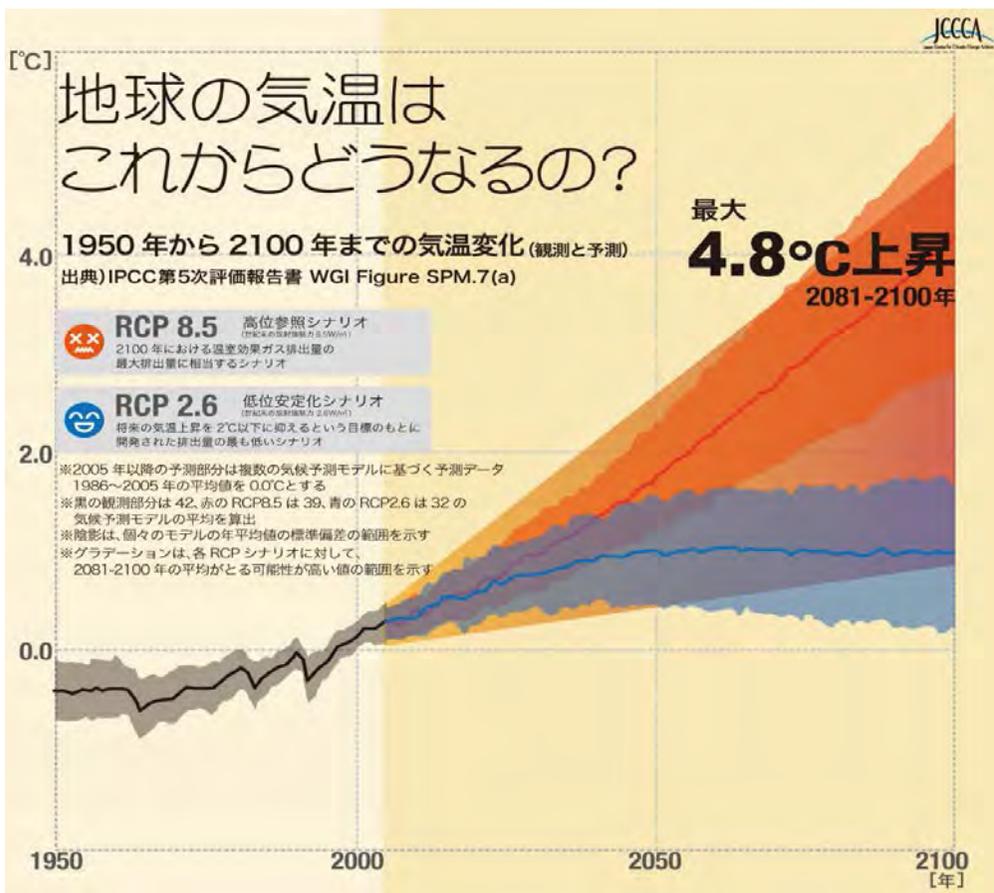
2005

2010

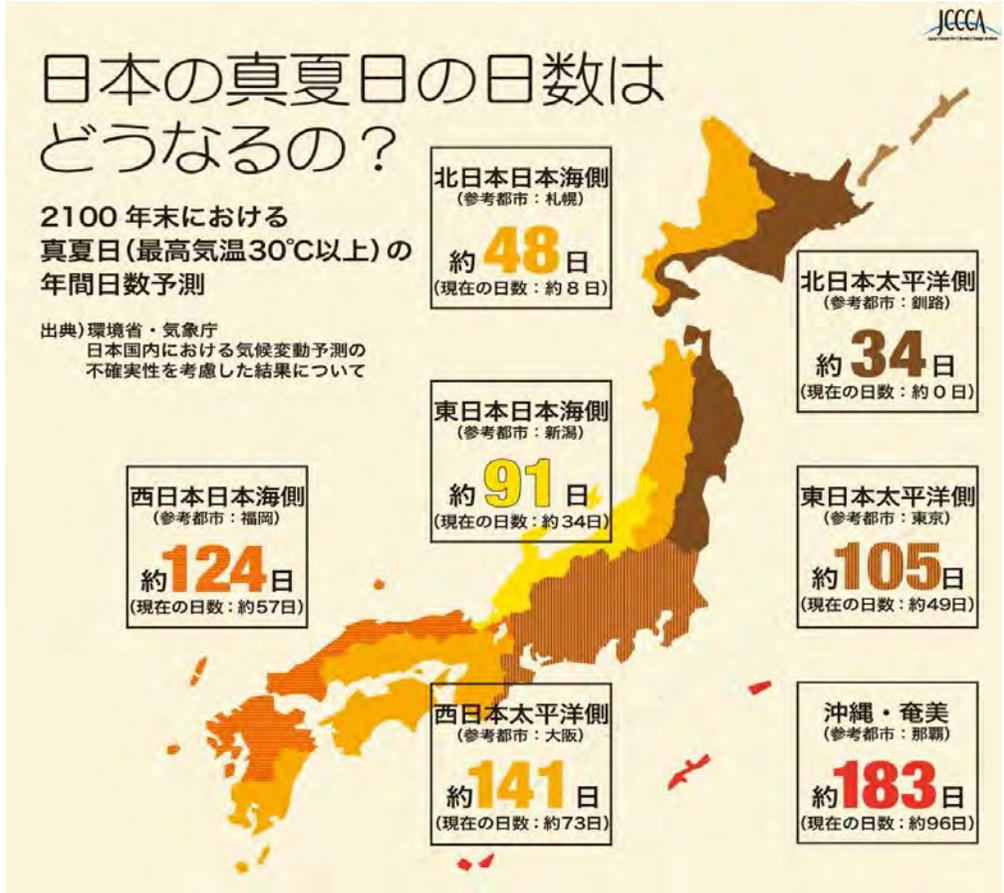
2015

[年]





出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より



1 海面上昇 高潮

(沿岸、島しょ)

2 洪水 豪雨

(大都市)

3 インフラ 機能停止

(電気供給、医療などのサービス)

4

熱中症

(死亡、健康被害)

将来の
主要なリスク
とは？

複数の分野地域におよぶ
主要リスク

出典) IPCC 第5次評価報告書 WGII

5

食糧不足

(食糧安全保障)

6

水不足

(飲料水、灌漑用水の不足)

7

海洋生態系 損失

(漁業への打撃)

8

陸上生態系 損失

(陸域及び内水の生態系損失)

STOP the 地球温暖化

地球温暖化のしくみ

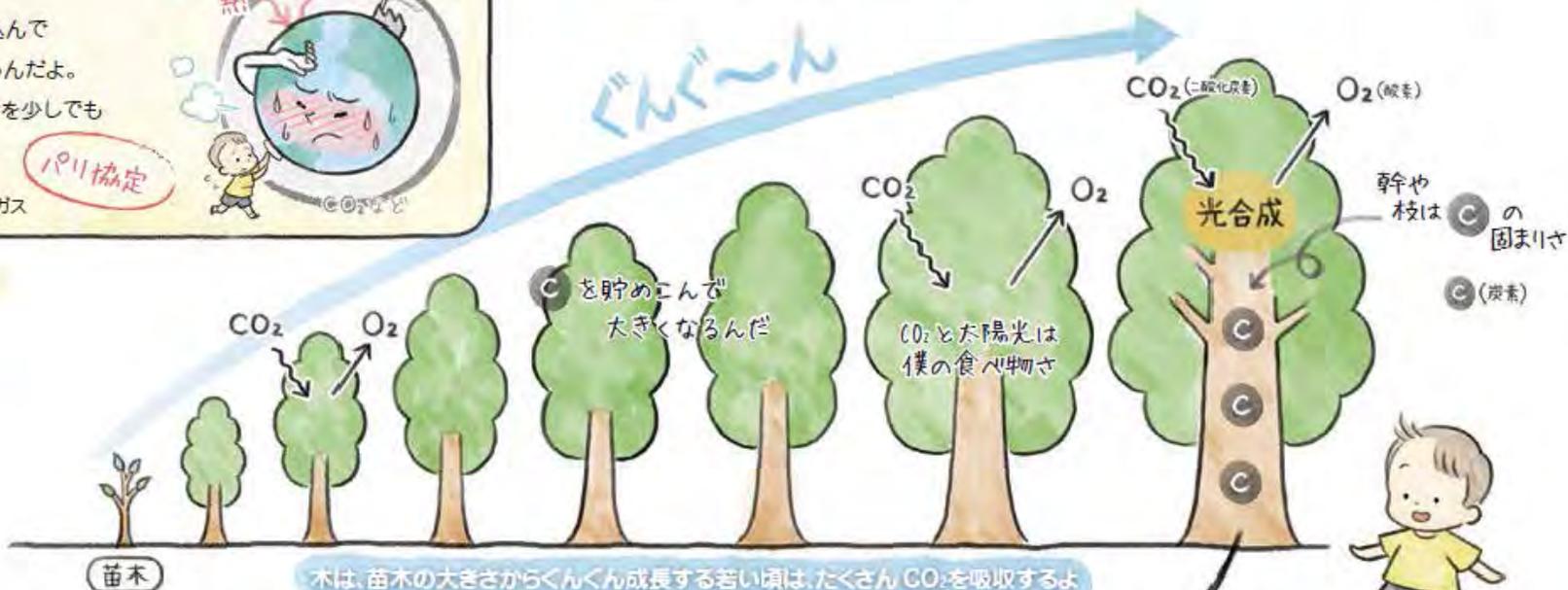
地下にある石油などの化石資源を使い続けていると、大気中のCO₂など*の割合がどんどん増えて、地球が温室みたいに熱を溜め込んでだんだん暖かくなっていっちゃうんだよ。世界では、このCO₂などの割合を少しでも減らしていこうとしているんだ。



*温室効果ガス

木は、葉っぱが光合成することで、小さな苗木から大きな木に成長していく。空気中の“CO₂”をどんどん吸収して“C”として幹や枝などに貯めこんでいくんだよ。この働きが、地球温暖化防止に役立ってくれる。

地球温暖化が進むと豪雨や台風が頻発するなど、異常気象が起こりやすくなって言われているよ

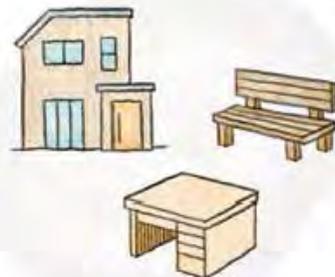


木は、苗木の大きさからぐんぐん成長する若い頃は、たくさんCO₂を吸収するよ

モリモリ吸収するぞ！
CO₂

CO₂をたくさん吸収する元気な森林や若い森林をつかっていくことで、地球温暖化の防止に貢献するんだ！

これからCO₂をいっぱい吸収して大きくなるんだい！



伐った後も建物などに使うことでCを貯めておけるんだ

パリ協定の概要と森林等吸収源の概要

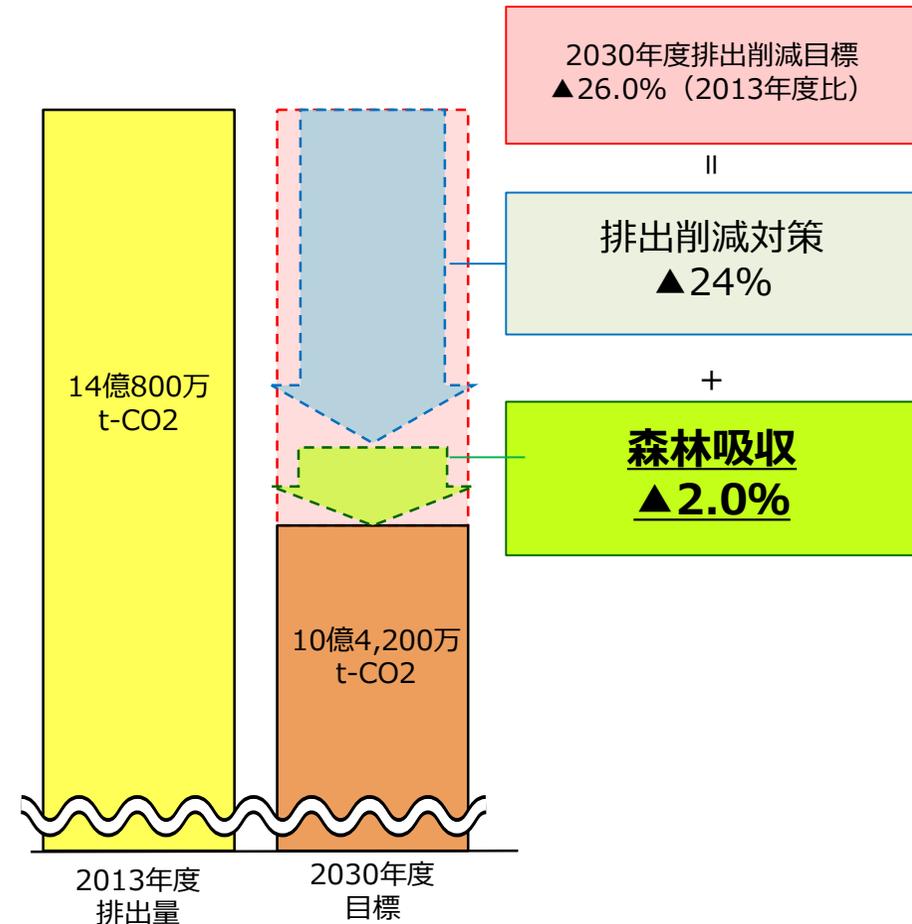
パリ協定の概要

- ◆ 途上国を含む全ての国に削減目標の提出と対策の実行を義務づける法的枠組み。
- ◆ 削減目標は5年ごとに見直し（2020年以降）。
- ◆ 温度上昇を2℃以内に抑制し、1.5℃以内に向け努力。
- ◆ 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を取る。
- ◆ 適応の長期目標の設定。
- ◆ 途上国への資金支援は年間1000億ドルを下限に増額し、2025年までに新たな目標を設定（COP21決定）。

森林分野の概要

- ◆ 森林等の吸収源の重要性を認識
- ◆ 森林等の吸収量を各国の削減目標の達成に計上することが可能
- ◆ 途上国の森林減少・劣化に由来する排出を削減する取組を促進

我が国の削減目標（約束草案）



森林の適正な管理が進まないと、森林吸収量目標が達成できず、国際公約が守れなくなる恐れ

森林の働き

水源涵養機能
かんよう
ついでいう

水の源を守る。そして水を貯めてゆっくり流す働き

緑のダム

降ってきた水たちは、ふかふかした森の土のすきまの中にゆっくりとしみこんでいくんだよ

ふかふかの森の土の中を通った水は、ろ過されてきれいな水になっていくんだ

地下水は、地層のすきまや、岩の割れ目を通るうちに適度のミネラルが溶けていくので美味しい水になるよ

森林の土にしみこんだ水は地下水になる

たくさん葉が雨つぶを受け止め、雨水をすくや幹がたいで地面に流すんだ

ポツリポツリ

おいしーい

固い岩盤

土の層のすきまで水をろ過したら、とけていた化学物質を吸収してしまうんだ。森の土はまさに自然の浄水器！

深い土の中の温度は一定だから、地下水は、夏も冬も土の中で一定の温度に保たれる。だから、地下水は、夏は冷たく、冬は暖かく感じるんだ。

雨がずっと降らなくても、川の水はなくなるよね

今日も川流れてるねー

森は、雨の降る時と降らない時とで川の水の量の変化を小さくしてくれているんだ。

森林の働き

土砂くずれを防ぐ働き

土砂流出・崩壊防止機能
っていうよ

森の土の中は、木の根が網の目のように張り巡らされていて、森の土が流れたり、崩れるのを防いでくれる。

森の中では、強い雨が降っても、下草や落葉、腐葉土が、雨つぶの勢いを弱めてくれ、ふかふかの土の中へ雨がしみこんでいくので流れ出る土の量を大幅に少なくしてくれる。そして、木の根の力で、土砂が流れ出たり、崩れたりするのを防いでくれているんだ。



カッチリ

森の土は
穴だらけすきまだらけ

土壌層

落ち葉・枯れ枝が積み重なっている層

土が乾燥したり、水で流されたり、風で飛ぶのを防ぐ

有機物がたくさんある層

木や草の養分になる腐葉土があり、木や草の根が、張りめぐらされている

森林の多面的機能

- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」。
- 国民が森林に期待する働きは、災害防止、温暖化防止、水資源の涵養などといった公益的機能が上位。近年、木材生産機能にも再び注目。

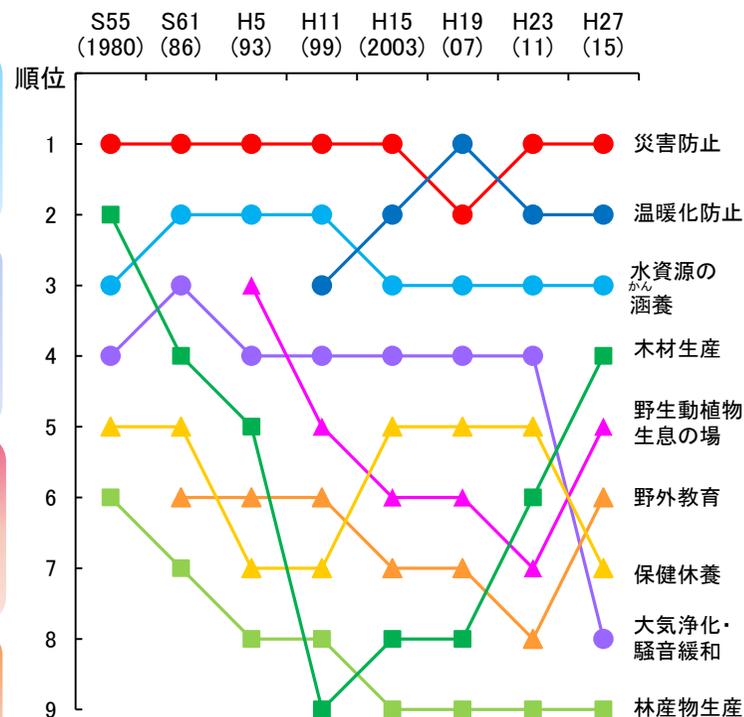
■ 森林の有する多面的機能

森林の多面的機能は、一部の貨幣評価できるものだけでも年間70兆円

<p>○ 土砂災害防止／土壤保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面侵食防止【28兆2,565億円】 ・表層崩壊防止【8兆4,421億円】等 	<p>○ 水源涵養</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水緩和【6兆4,686億円】 ・水資源貯留【8兆7,407億円】 ・水質浄化【14兆6,361億円】等
<p>○ 保健・レクリエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保養【2兆2,546億円】 ・行楽、スポーツ、療養 	<p>○ 地球環境保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素吸収【1兆2,391億円】 ・化石燃料代替エネルギー【2,261億円】 ・地球の気候の安定
<p>○ 物質生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材（建築材、燃料材等） ・食料（きのこ、山菜等）等 	<p>○ 生物多様性保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子保全 ・生物種保全 ・生態系保全
<p>○ 快適環境形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候緩和 ・大気浄化 ・快適生活環境形成 	<p>○ 文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教・祭礼 ・景観・風致 ・伝統文化 ・学習・教育 ・地域の多様性維持 ・芸術

資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付資料（平成13年11月）
注：【】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価（年間したものの、いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

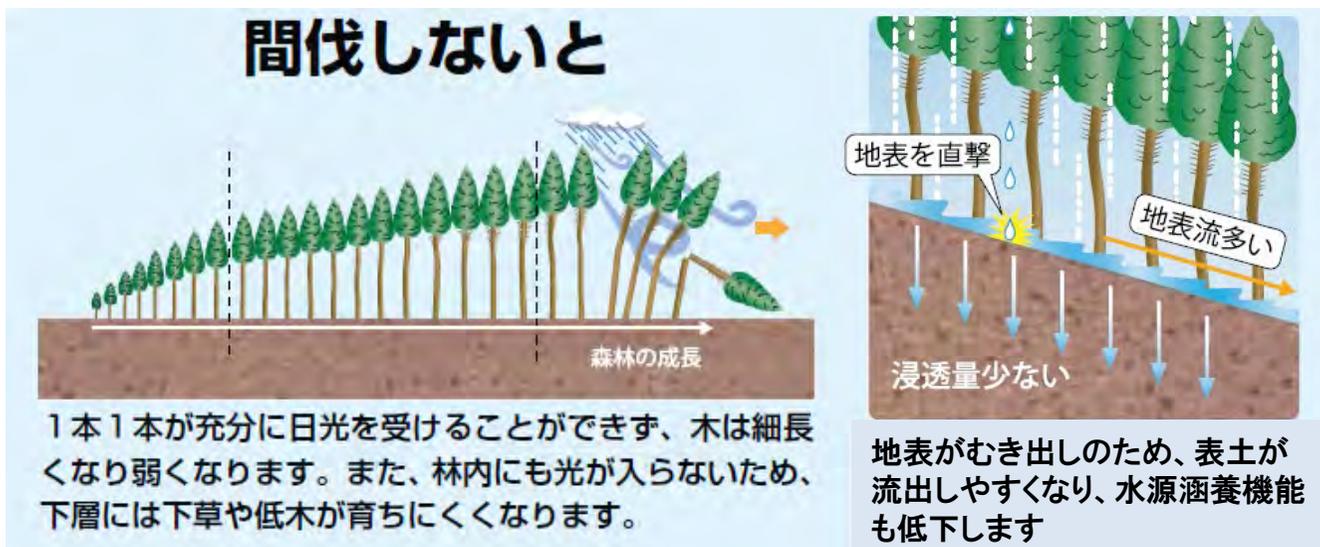
■ 国民の森林に期待する働き



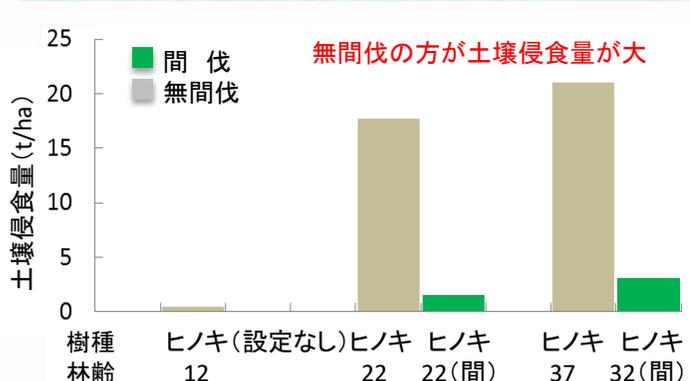
資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11年）、「内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成15年、平成19年、平成23年）、「農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」（平成27年）
注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。
注2：選択肢は、特になし、わからない、その他を除いて記載。

森林整備の必要性について

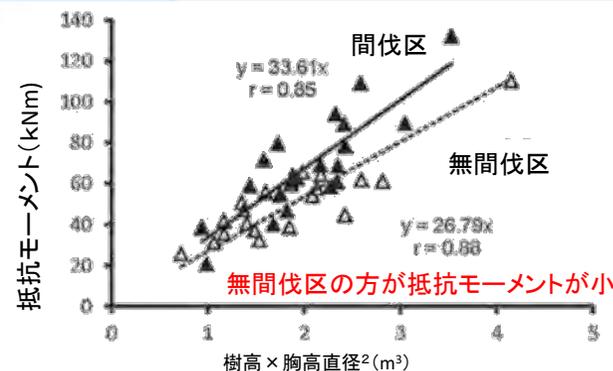
- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、地域に様々な恩恵。
- 一方、適切な手入れ（間伐等）を実施しなければ、その機能は失われることから、適時適切な手入れが必要。



山崩れや風倒被害が発生



間伐による土壌侵食量の違い 1)

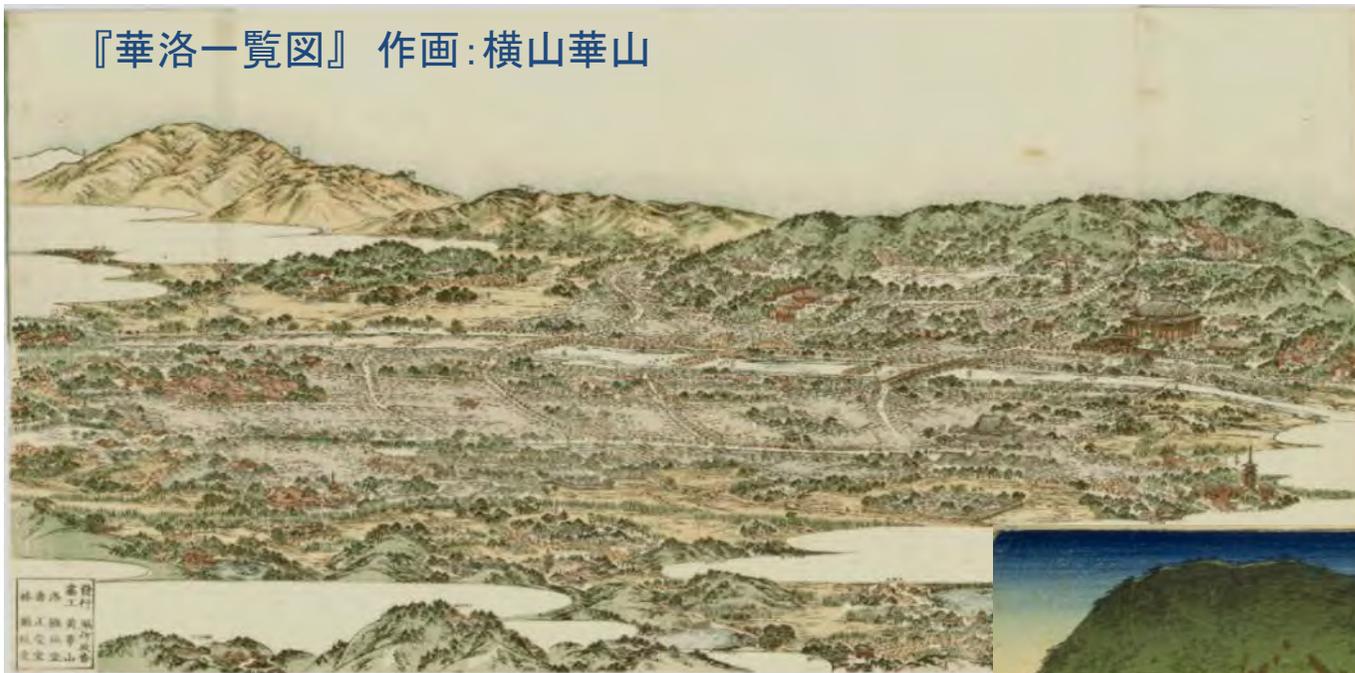


スギの引き倒し試験を行ったときの
間伐区と無間伐区と比較 2)

1) 北原曜 2008. 人工林の荒廃で土砂が川に流れ込む. 恩田裕編「人工林荒廃と水・土砂流出」岩波書店より作成
2) 藤堂千尋ほか 2015. 間伐がスギの最大引き倒し抵抗モーメントにもたらす影響. 日本緑化工学会誌41(2)より作成

かつての日本の森林の姿

『華洛一覽図』 作画:横山華山



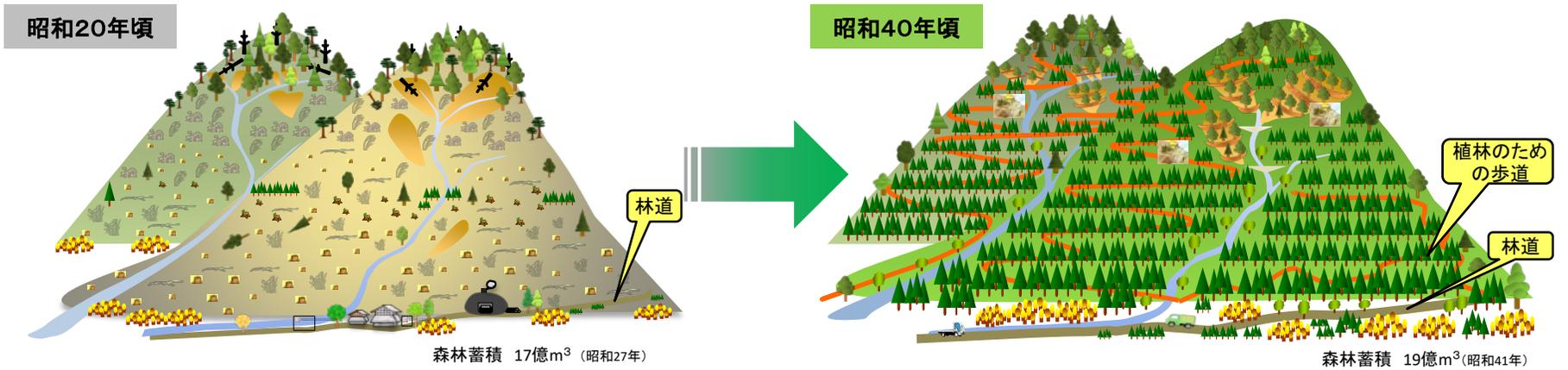
江戸時代は建築用材、薪炭用材等、森林資源を高度に利用。奥山を除いて森林の資源は現在ほど豊かではなかった。



坂本宿(木曾街道六十九次)

森林の荒廃と回復

- 我が国の森林も、過去に過剰な伐採による荒廃を経験。（江戸時代初期、明治時代初期など）
- 戦中・戦後は、戦争資材・復興資材を供給するため全国的に伐採が進み、各地で大規模な水害・土砂災害が発生。
- 昭和20年代に、伐採跡地への植栽を積極的に実施するとともに、現行の森林法等を整備。



荒廃の進んだ森林に植栽が行われた様子
(昭和20年代後半 滋賀県田上山)





第1回植樹祭（山梨県：昭和25年）

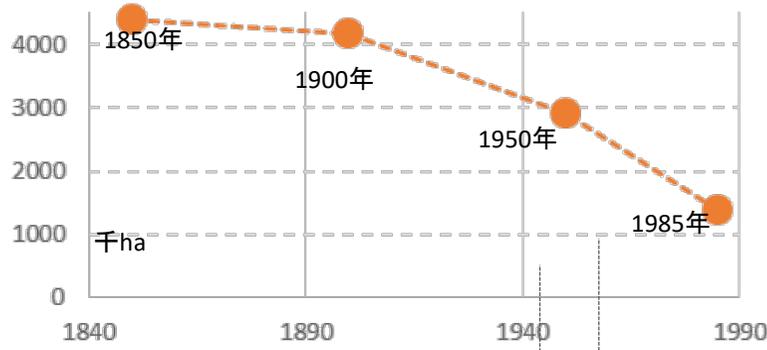


昭和24年、衆議院本会議で
「拳国造林に関する決議」が採択。
翌年、第1回植樹祭が行われた。

昭和中期頃までの「禿山」が、先人の努力により豊かな森へと回復

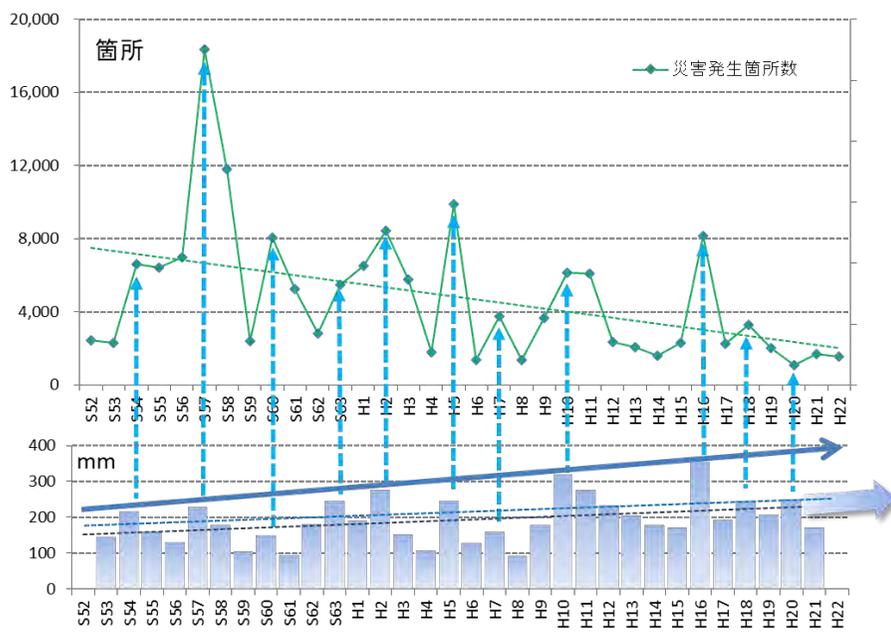


地球温暖化による集中豪雨が増加する中、災害の発生件数は減少し、死者数も劇的に減少

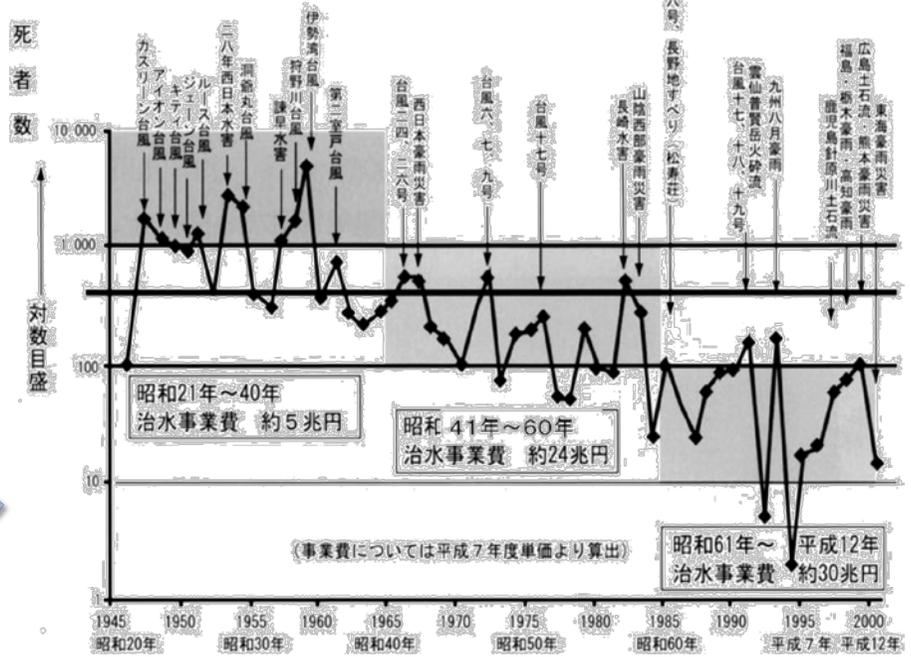


荒廃地面積の減少

集中豪雨の増加に関わらず
山地災害件数は減少傾向を維持



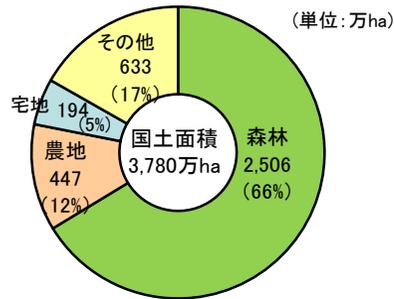
死者数の減少



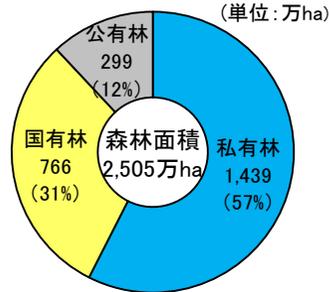
我が国の森林の現況

- 我が国は世界有数の森林国。森林面積は国土面積の3分の2にあたる約2,500万ha(人工林は約1,000万ha)。
- 森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約7千万m³増加し、現在は約52億m³。
- 人工林の半数が一般的な主伐期である50年生を超えてきている。

■ 国土面積と森林面積の内訳

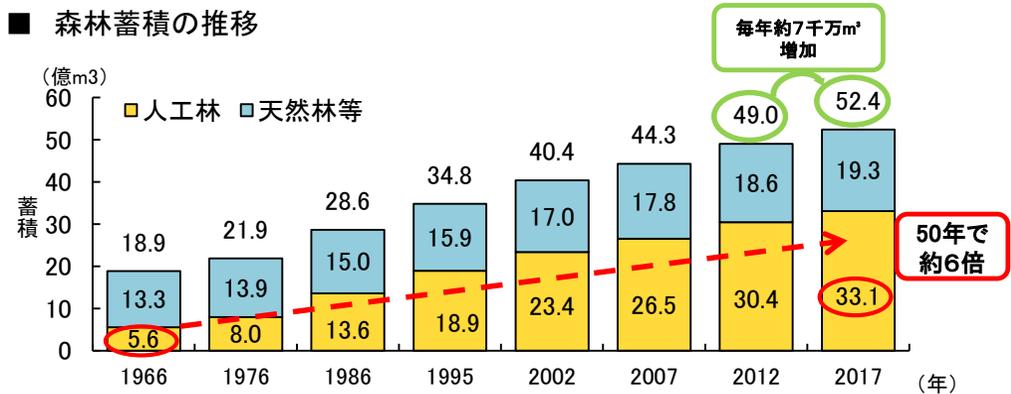


資料: 国土交通省「平成29年度土地に関する動向」(国土面積は平成28年の数値)
注: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。



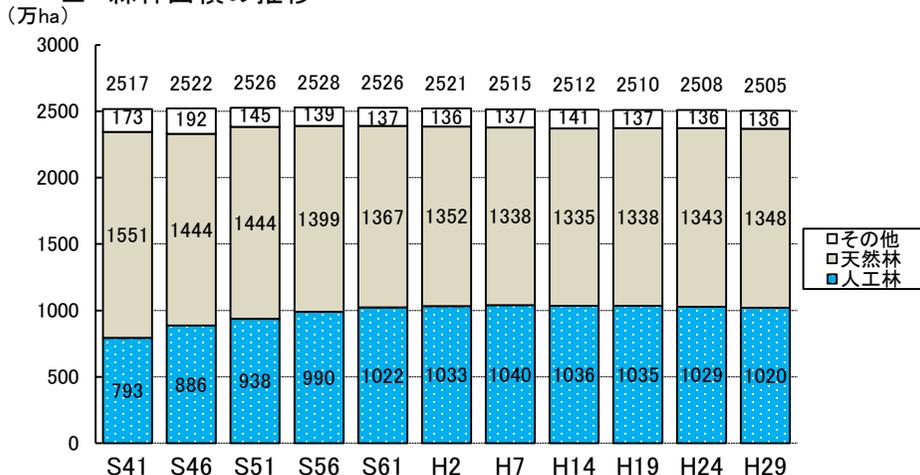
資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 森林蓄積の推移

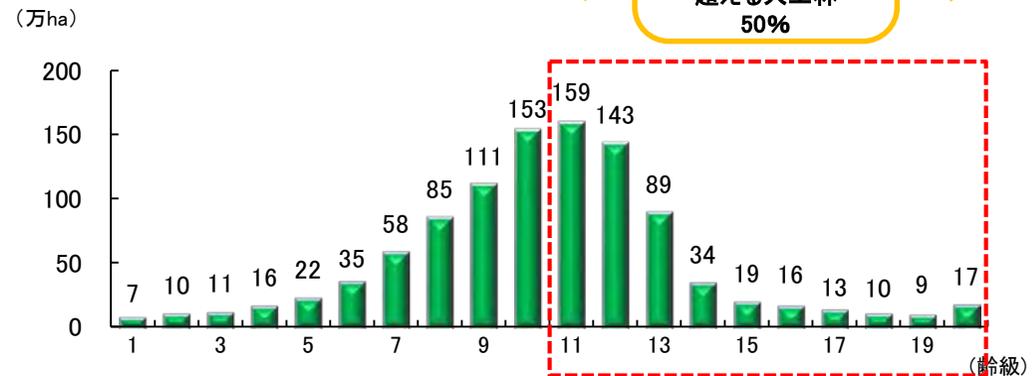


資料: 林野庁「森林資源の現況」(各年の3月31日現在の数値)
注: 総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。

■ 森林面積の推移



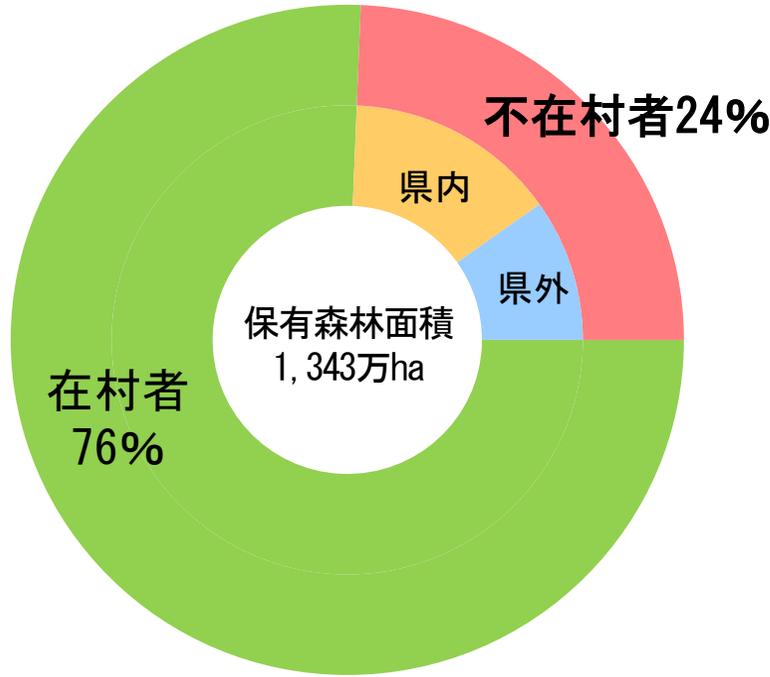
■ 人工林の齢級別面積



資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1 齢級」と数える。
注2: 森林法第5条及び第7条2に基づき森林計画の対象となる森林の面積。

森林管理をめぐる課題

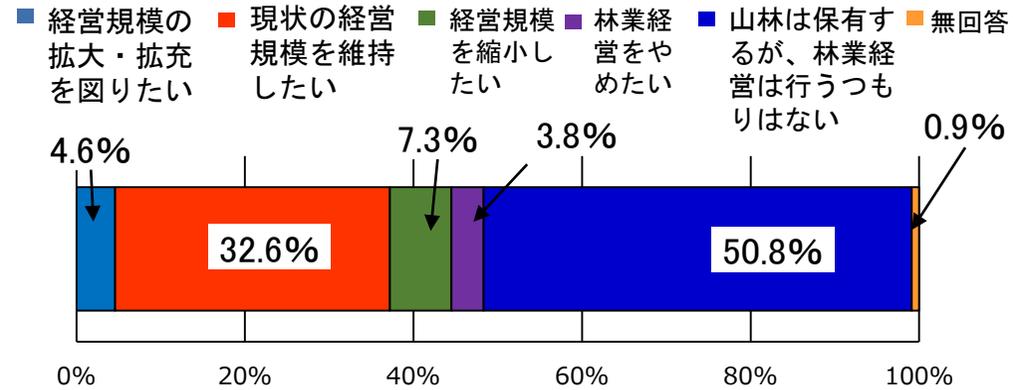
○ 不在村者保有の森林面積の割合



不在村森林所有者のうち、
相続時に何も手続きをしていない
17.9%

資料：農林水産省「2005年農林業センサス」
国土交通省（H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート）

○ 所有者の林業経営に関する意向



資料：農林水産省「林業経営に関する意向調査」（2011年）
（林家1,607名に対して実施した調査。1,013名から回答を得た結果。）

○ 地籍調査での登記簿上の所有者不明土地割合

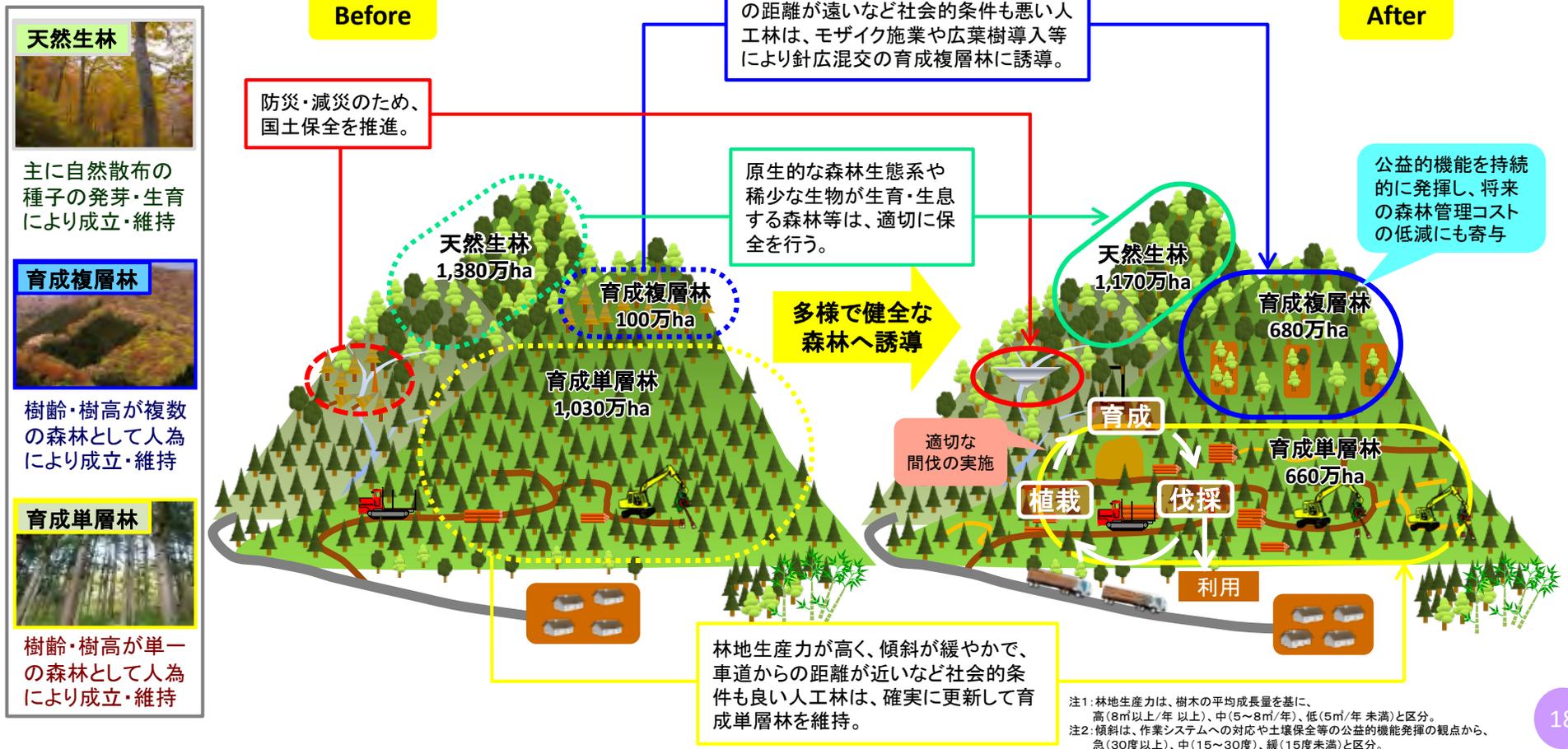
宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	28.2%	22.2%

資料：国土交通省（平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

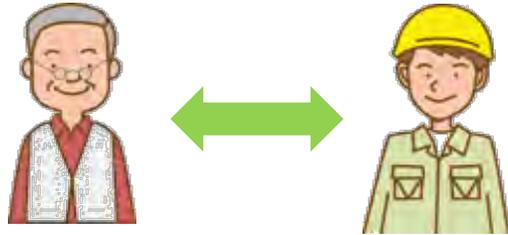
望ましい森林の姿 (森林・林業基本計画 (平成28年5月24日閣議決定))

- 森林の機能とその機能を発揮する上で望ましい森林の姿を目指し整備・保全を進める必要。
- 傾斜等の自然条件や車道からの距離が近い等の社会的条件も良い森林 (育成単層林) で先行的に路網を整備するほか、主伐後の植栽による確実な更新により循環利用を図る。
- 自然条件や社会的条件が不利な森林については、モザイク施業等により育成複層林へと効率的に誘導するほか、原始的な天然生林は適切に保全するとともに、山村等の集落周辺に存する里山林は保全管理及び利用を推進。

多様で健全な森林への誘導



新たな森林経営管理制度



これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加



森林所有者

※所有者不明森林へも
対応



市町村

林業経営に
適した森林



経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町村が自ら管理

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手と繋ぐシステムを構築

所有者不明森林への対応

経営管理が適切に行われていない森林を市町村が特定

経営管理の状況等を踏まえ優先順位を立てて意向調査

(1) 原則

全部確知・全員同意
(単独所有／共有)

申出

計画作成
同意徴収

計画公告

権利設定

(2) 共有者不明森林の特例

一部不確知
確知共有者全員同意
(共有)

一部
不確知

探索

公告

同意
みなし

(6月以内に異議)

(3) 所有者不明森林の特例

全部不確知
(単独所有／共有)

全部
不確知

探索

公告

裁定

同意
みなし

6月以内に異議が
なければ、その後
4月以内に裁定申請

(4) 所有者不同意森林の特例

不同意者あり (単独所有／共有)
(経営管理が行われていないのに意向調査への返答がない場合などを想定)

不同意

勧告

意見書

裁定

同意
みなし

2月以内に同意が
なければ、勧告から
6月以内に裁定申請

(2週間以内)

○ 存続期間の上限は50年

○ 以下の場合には取消の
申出可

◆ 民間事業者に経営管理実
施権が設定されていない場
合

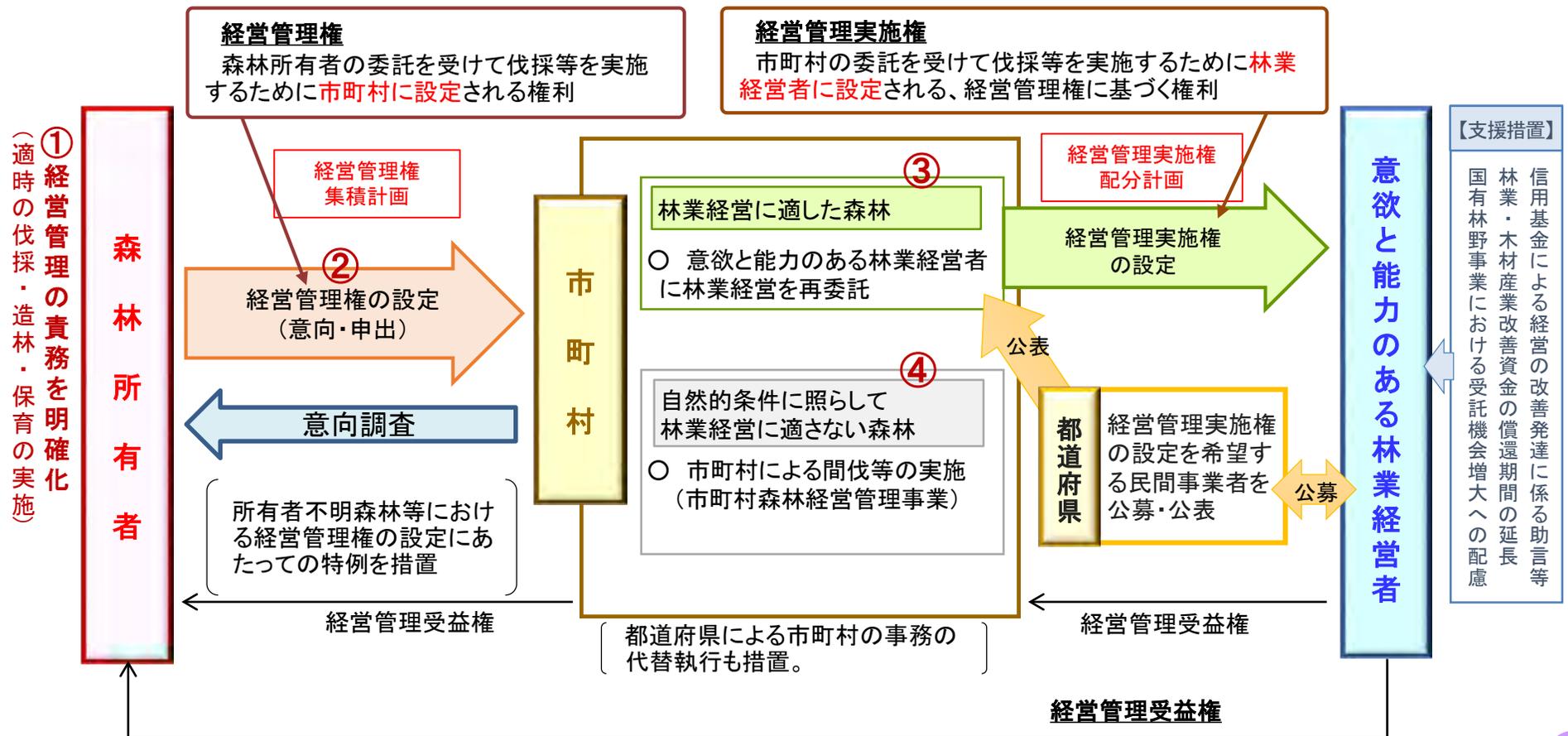
- (2) 共有者不明森林
→ いつでも取消申出可
- (3) 所有者不明森林
- (4) 確知所有者不同意森林
(※意見書提出者に限る)
→ 計画公告から5年以降
に取消申出可

◆ 民間事業者に経営管理実
施権が設定されている場合

- ① 民間事業者の承諾を
得た
- ② やむを得ない事情かつ
民間事業者に対し損失
の補償を行った
場合に取消申出可

森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



森林環境税(仮称)の創設を求める地方団体等の動向

都道府県議会からの意見提出

平成28年3月～平成29年3月の期間中、地方自治法第99条に基づいて、以下のとおり、都道府県議会が意見を提出。

森林環境税(仮称)の早期導入、検討加速化

北海道、岩手県、秋田県、埼玉県、神奈川県、新潟県、鳥取県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県

森林吸収源対策の財源を確保すべき

愛媛県、長野県

※上記意見に加え、岩手県、神奈川県、高知県及び大分県は、超過課税と調整すべきとの意見。

※下線部は超過課税実施団体

全国森林環境税創設促進連盟・ 全国森林環境税創設促進議員連盟

平成29年5月10日現在、
促進連盟に622市町村、
促進議員連盟に348市町村議会
が加盟

※促進連盟には以下の特別区及び指定市も加盟

特別区：中央区、品川区

指定市：静岡市、浜松市、

京都市

全国森林環境税の創設に関する決議
(平成29年5月23日)

(前略)森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を期する。

指定都市市長会

平成29年度税制改正要望事項
(平成28年9月) (抄)

「地球温暖化対策の一環として、森林吸収源対策に必要な財源について、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制等の新たな仕組みを早急に創設すること。また、その検討に当たっては、指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させること。」

森林吸収源対策税制に関する検討会 報告書 (概要)

平成29年11月21日

税制抜本改革法、経済財政運営と改革の基本方針、与党税制改正大綱等を踏まえ、森林環境税（仮称）の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的な検討を行った結果、その概要は以下のとおり。

森林を取り巻く状況と森林環境税(仮称)の必要性

- 森林は、地球温暖化防止や災害防止等多面的な機能を有し、国民一人一人に恩恵。
- しかし、木材価格の低迷、所有者不明の森林の増加等により、森林所有者による自発的な施業を促すことを中心とする既存の施策では、適正な森林管理に限界。
- 政府は、森林現場や所有者に近い市町村の役割を強化する新たな森林管理システムの構築に向けて検討中。
- 新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民一人一人が負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、森林環境税(仮称)を創設することが必要。

具体的な制度設計に関する提案

基本的な枠組み

- 国税として、森林環境税(仮称)を創設。
- 個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収。
- 地方の固有財源として、その全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。

平成30年度税制改正大綱（抜粋）（平成29年12月14日）

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

（以下略）

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

【制度設計イメージ】

平成36年度から施行

平成31年度から施行

国

交付税及び譲与税 配付金 特別会計

都道府県

森林環境譲与税

私有林人工林面積(林野率により補正)、林業就業者数、人口により按分

市町村

都道府県

● 市町村の支援等

インターネットの利用等により用途を公表

国税	森林環境税	1,000円/年
(賦課徴収は市町村が行う)		
個人住民税均等割	道府県民税	1,000円/年
	市町村民税	3,000円/年

市町村

- 間伐(境界画定、路網の整備等を含む)
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進、普及啓発等

インターネットの利用等により用途を公表

公益的機能の発揮

地球温暖化防止機能

災害防止・国土保全機能

水源涵養機能等

賦課決定

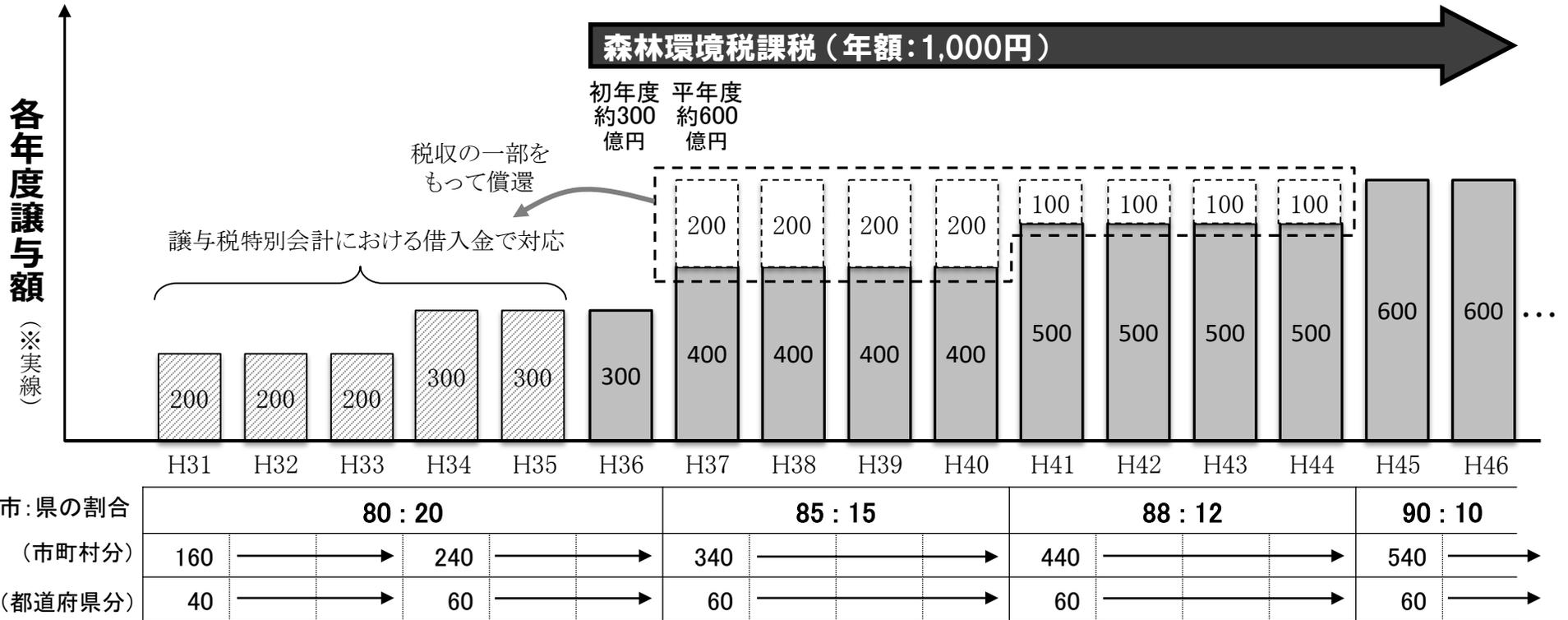
納税義務者

約6,200万人

注：一部の団体においては超過課税が実施されている。

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 平成35年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積	(※以下のとおり林野率による補正)
	20% : 林業就業者数	
	30% : 人口	
都道府県分	市町村と同じ基準	

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

◎ 森林環境税の創設〔平成36年度から課税〕〔平成36年1月1日施行〕

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を經由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税の創設〔平成31年度から譲与〕〔平成31年4月1日施行〕

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注1）

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：（市町村）総額の9割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分

※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正

（都道府県）総額の1割（注2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表：インターネットの利用等の方法により公表

（注1）平成35年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。

借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

（注2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

経済財政運営と改革の基本方針2018
(骨太の方針)(抜粋)

第3章「経済・財政一体改革」の推進

3. 新経済・財政再生計画の策定

(2) 財政健全化目標と実現に向けた取組
(財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び
付けるための仕組み)

全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行い、経済再生と財政健全化の両立を図る。財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間(仮称)内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。ただし、社会保障は高齢化による増加分が年によって異なることなどを考慮し、各年度の歳出については一律ではなく柔軟に対応する。

(中略)

なお、真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増(※)を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する。

※ 例としては、国際観光旅客税・森林環境税(仮称)の創設。

森林経営管理法 附帯決議

衆議院 農林水産委員会
(平成30年4月17日)

十四 地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされている森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)については、その趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものとすること。

参議院 農林水産委員会
(平成30年5月24日)

十四 地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされている森林環境税(仮称)については、その趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものとし、その用途の公益性を担保し、国民の理解が得られるものとすること。

国会における主要な答弁

(平成30年1月24日 衆・本会議)

○質問(枝野幸男議員)
○内閣総理大臣 森林環境税については、パリ協定の枠組みのもとでの我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、今国会に提出予定の森林経営管理法案を踏まえ、創設することとしたものです。

(平成30年4月17日 衆・農林水産委員会)

○質問(小島敏文議員)
○齋藤国務大臣
今回の森林環境税は、所有者の経営意欲の低下等の課題によって、所有者の自発的な施業への支援を基本とする従来の施策のみでは必要な森林整備を進めることが困難な状況だということから、森林経営管理法案を踏まえて、市町村が実施する森林の公的な管理を始めとした森林整備等の財源として創設をされることになっているわけであり
ます。

一方で、御指摘のように、地球温暖化防止に向けて森林吸収源対策を推進するためには、このような森林環境税による取組のみならず、従来施策である国の予算事業によりまして森林整備を進めていくことも不可欠でありますので、私としては、双方の取組を推進するべく、必要な予算の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）

（趣旨）

第一条 この法律は、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。）の有する**公益的機能の維持増進の重要性に鑑み**、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県が**実施する森林の整備及びその促進に関する施策**の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

（森林環境譲与税の使途）

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 **森林の整備に関する施策**

二 森林の整備を担うべき**人材の育成及び確保**、森林の有する**公益的機能に関する普及啓発**、**木材の利用**（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第二項に規定する木材の利用をいう。）の**促進**その他の**森林の整備の促進に関する施策**

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策

二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策

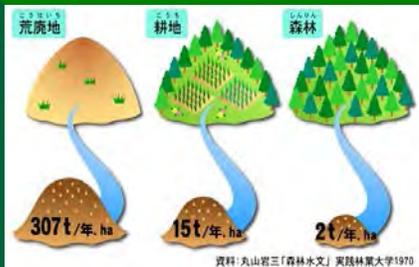
三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、**インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。**

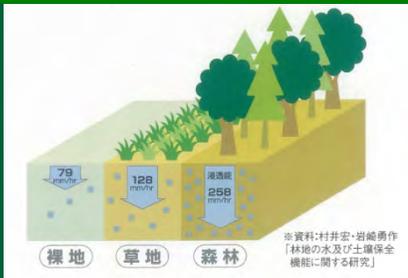
森林の有する公益的機能の普及啓発

森林の有する公益的機能の普及啓発のうち、森林環境教育では、森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める取組を実施しています。小学校では、総合的な学習の時間等を活用して、全国各地で地域の特色を生かした取組が進められています。

流出土砂量の比較



水資源貯留機能



温暖化防止機能



月
日
曜日

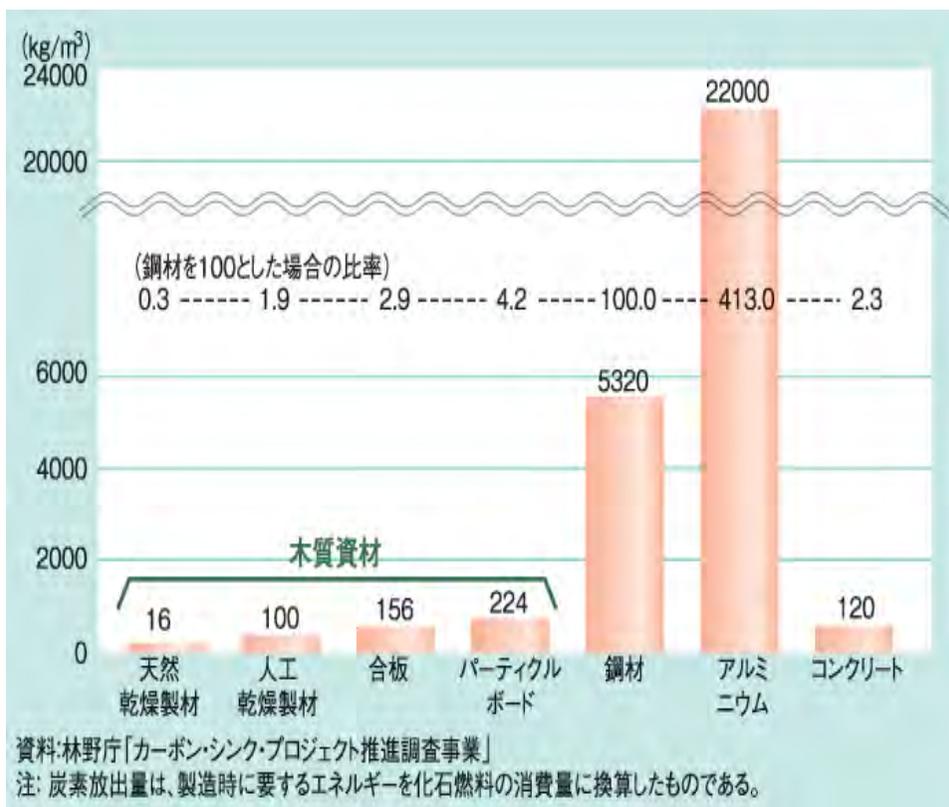
※資料: 林野庁業務資料



木材の地球温暖化防止機能

- 木材は鉄やアルミニウムといった材料に比べ製造時の炭素放出量が大変少ない省エネ材料。地球温暖化防止に大きく貢献。
- 木造住宅は、鉄筋コンクリート造住宅の約4倍の炭素を貯蔵している。炭素を固定した木材を使っている木造住宅は、第2の森林と言える。

製造時における1 m³当たりの炭素放出量



住宅の中に備えられている炭素量



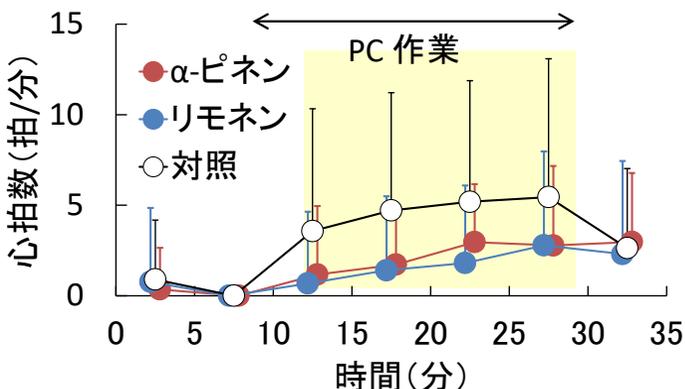
木の良さ (リラックス効果:香り、木質内装)

木の香りでPC作業時もリラックス

針葉樹の香り成分「 α -ピネン」「リモネン」が、PC作業中の心拍数の上昇を抑えることを確認。



被験者は20代男性大学生15名。心拍数等の生理指標測定用センサーを装着し、PC作業開始とともに嗅覚刺激を行い、20分のPC作業終了時に嗅覚刺激を終了。



心拍数等は5分毎の平均値を求め、PC作業開始前の5分間の平均値に対する相対値に変換して分析

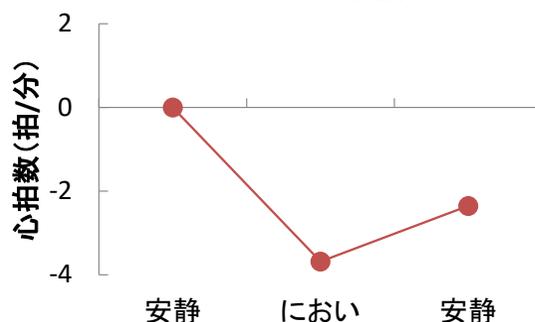
〈アロマテラピー学雑誌Vol.14,No.1,2014より〉

赤ちゃんも木の香りでリラックス

生後1~3ヶ月の乳児に木の香り成分である「 α -ピネン」の香りを嗅がせたところ、心拍数が低下し、「リラックス」状態になることを確認。



被験者は男女乳児23名。2分間安静の後、 α -ピネン、リモネン、空気(対照)をそれぞれ2分間呈示し、その後再度2分間安静を取った。この間心拍数等を連続的に測定。



心拍数等は2分毎の平均値を算出し、におい呈示前の安静時の値からの相対値として分析

〈日本生理人類学会誌第68回大会要旨集〉

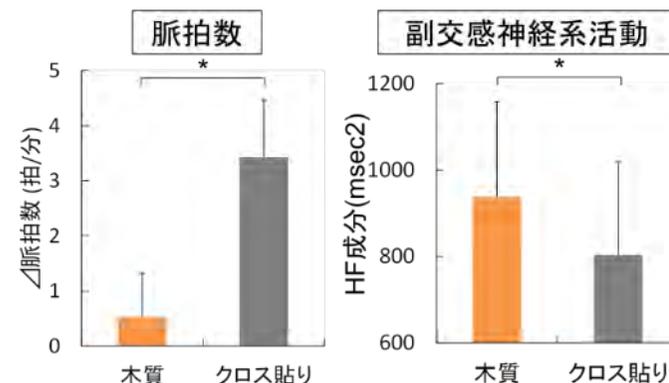
木質内装でリラックス

木材を多く使った居室では、クロス貼りの居室と比較して体がリラックスすることを確認。



モデル木造住宅2階の、隣接した2部屋を用い、1室は地域材を多用した内装、他方はフローリングのみが木質材料という内装。

被験者は20代男性19名、2室に入室した際の視覚刺激と嗅覚刺激による心拍数等の生理応答を計測。



〈第63回日本木材学会大会〉



木造公共建築物

木材の適正な利用を通じた森林の持続的 management

- 木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図ることで、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的としている。
- 供給面において、森林の適正な整備及び保全に配慮した木材供給を行う。



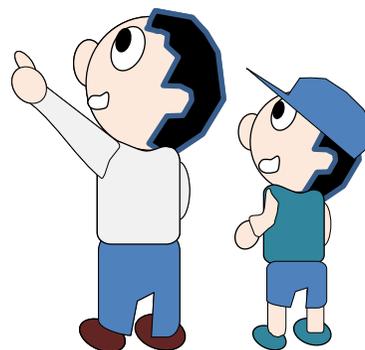
アーケード等



家具や器等



学校の机、ロッカー等



飲食店、事務所

【参考】都市部等における木材利用の取組事例

＜東急池上線戸越銀座駅＞ 東京都品川区

木造



- H28年12月竣工
- 延べ床面積:約678㎡
- 木造一部鉄骨造
- 木材使用量:約120㎥ (多摩産材)
- 同じ池上線の旗の台駅においても、CLTを活用した木造駅を整備中。

＜江東区立有明西学園＞ 東京都江東区

木造



- H30年2月竣工
- 延べ床面積:約24,500㎡
- 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び木構造)5階建て
- 木材使用量:約1,166㎥
- 構造材の一部木造化及び内装木質化。教室や廊下の柱・梁には耐火集成木材を活用。

＜農林水産省保育室＞ 東京都千代田区

木造



- H29年3月竣工
- 延べ床面積:約248㎡
- 木造平屋建て
- 木材使用量:約65㎥
- 壁の一部と屋根の下地にCLTを使用。木造耐火建築物。

＜花畑あすか苑＞ 東京都足立区

木造



- H28年6月竣工
- 延べ床面積:約9,773㎡
- 1階鉄筋コンクリート造、2～5階木造
- 木材使用量:約2,081㎥
- 5建ての耐火建築物の特別養護老人ホーム。特養単体施設として東京都内最大級であるとともに、ツーバイフォー工法の建物としても国内最大級

【参考】都市部等における木材利用の取組事例

＜秩父消防署北分署＞ 埼玉県秩父市

木造



- H24年竣工
- 延べ床面積:約760㎡
- 木造2階建て
- 木材使用量:約124m³
- 主要構造部の柱および梁には集成材を使用し、耐火性や耐震性を強化。

＜宿毛商銀信用組合新店舗＞ 高知県宿毛市

木造



- H29年6月竣工
- 延べ床面積:約804㎡
- 木造2階建て
- 木材使用量:約194m³
- 全国的にも珍しい木造の銀行。地元産木材を材料としたCLTを2階床と壁、家具に使用。

＜JR秋田駅＞ 秋田県秋田市

木質化



- H29年4月竣工
- 延べ床面積:約1,700㎡
- 鉄筋コンクリート造等
- 木材使用量:約30m³
- 行政・大学・地元企業が連携して、駅、自由通路、待合ラウンジ等を県産材による統一したデザインで木質化。

＜日本橋とやま館＞ 東京都中央区

木質化



- H28年5月竣工
- 延べ床面積:約473㎡
- 木材使用量:約6m³ (内装木質282㎡)
- 富山県のアンテナショップ。建具や床等の内装に富山県産のスギ、ナラ、ケヤキ等がふんだんに使用し、上質な空間を演出。

【参考】都市部等における木材利用の取組事例（その他）

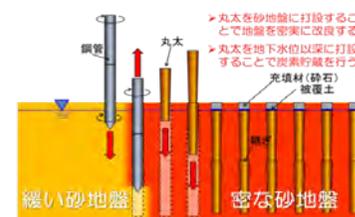
木育分野での利用



土木分野での利用

○砂地盤の液状化対策への利用

- ・丸太を砂地盤に打設することで砂地盤を密実に改良
- ・新たな木材の需要先として期待
- ・丸太に固定された炭素を半永久的に貯蔵することが可能



○溪間工への利用

- ・丸太で組んだ枠の中に栗石を充填する構造
- ・木材の利用促進とともに周囲の景観に配慮



【参考】自治体連携による普及啓発活動等の取組事例

東京都世田谷区と群馬県川場村

- 世田谷区と川場村（群馬県）は、都市と農村との交流を通して、自然とのふれあいや人との出会いを大切にしながら、相互の住民と行政が一体となって“村”づくりを進めていこうという趣旨で、昭和56年に「区民健康村相互協力に関する協定（縁組協定）」を締結。
- 毎年世田谷区の小学5年生全員が2泊3日で参加する。また、区の新規職員の研修も行われる。

取組内容

- S61年 区民健康村が開村し、移動教室スタート
- 区立小学校全校5年生が5月中旬～11月上旬に2泊3日で参加。農業体験や森の生きもの調査など、多くのプログラムから学校側が選択する仕組み。
- 各種プログラムの実施には多くの村民が指導者として活躍し、自ずと村民と区民の交流が進展する。
- H4年 協定10周年を受け、これまでの取組を発展させ、利根川上流の村民と下流の区民の連携による森林の保全・育成を進めるため、「友好の森事業に関する相互協力協定」を締結。80haの森林をフィールドとして森林作業等を行っている。



移動教室（キノコの駒打ち、環境活動）



友好の森事業のフィールドにおける活動

地方自治体間での取組の一例

山村地域の自治体

自然体験の森、癒やしの森等を整備し、観光、教育などに利用



都市地域の自治体

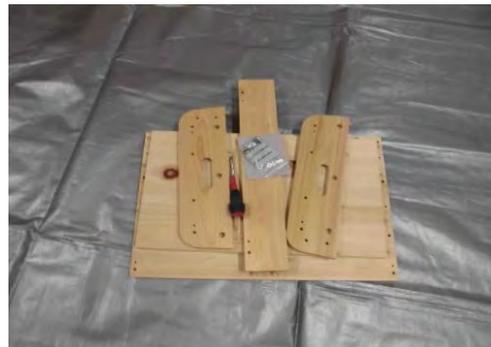
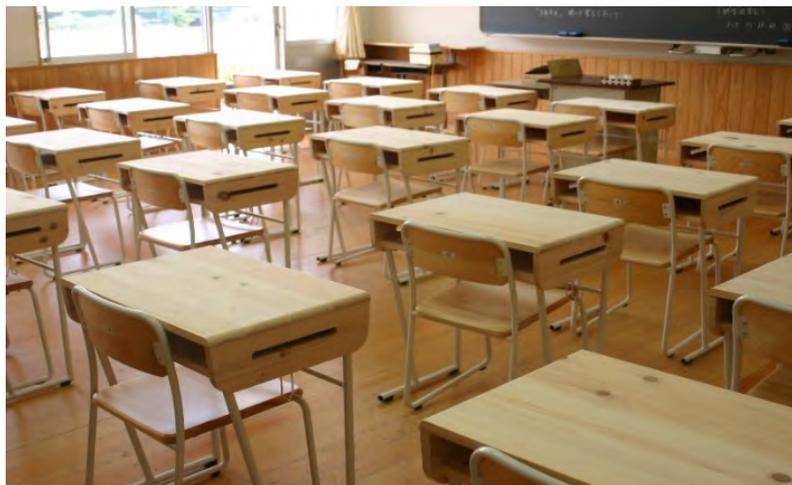
山村地域にある森林を利用するため、フィールドの整備、森林整備費用を負担

【参考】 木材利用促進に向けた自治体における取組事例

奈良県吉野町 吉野中学校 愛・学習机プロジェクト

- 吉野町で地域おこしを行っている住民団体が、関連企業と協力し、吉野産ヒノキを活用した机を企画・制作。
- 机は天板部が木製(地元産材)で組立式になっており、生徒が入学前に自ら組立。
- 自ら組み立てた机を卒業まで使用し、卒業時に卒業記念品として(天板部をはずして)生徒に贈呈。
- 机を通じて地域の人々や木材、地元産業とのつながりを知り、木のぬくもりを感じるとともに故郷への愛着心を醸成。
- 毎年新しく天板部を作ることで地元産材の活用を継続することが可能。

主な取組成果



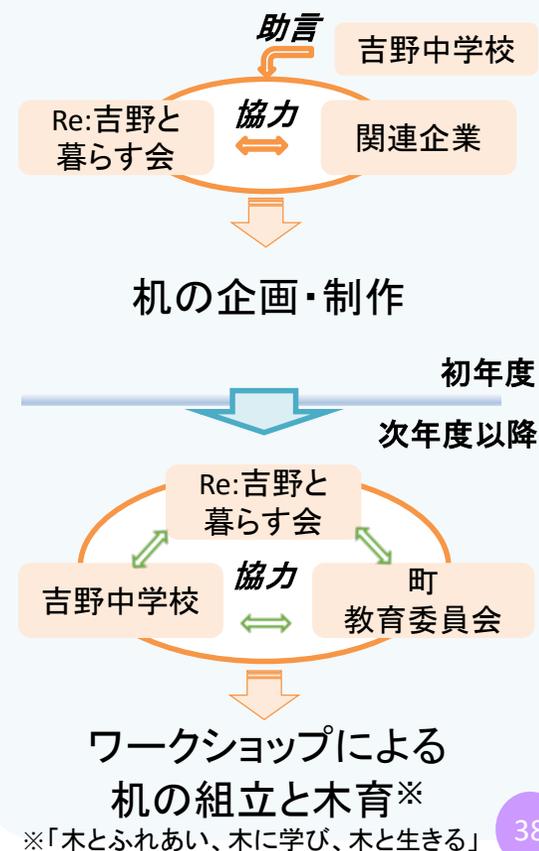
机製作キット



完成した机 : 机天板(吉野産ヒノキ)は柔らかい手触り



机製作の様子



【参考】自治体連携による木材利用促進に向けた取組事例

木材利用における宮崎県と神奈川県川崎市の包括連携協定「崎一崎モデル」

- 森林が少なく人口が多い川崎市と、森林資源が豊富で木材生産が盛んな宮崎県が連携して「木材利用」を促進。
- 県・市双方が木材関係や建築関係の民間事業者も巻き込んだ推進体制を組織しており、川崎市における公共建築物やオフィス空間等での木材利用が進展。

主な取組成果

■ 民間商業ビルの木質化リノベーション

JR川崎駅東口付近にある築50年以上のRC造の民間企業のビルを、宮崎県産材等を活用して内装を木質化するリノベーションを行い、地域交流等につながる複合施設(カフェ、シェアオフィス等)として再生。



【参考】自治体連携による木材利用促進に向けた取組事例

東京都港区「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」

- 東京都港区では、地球温暖化防止への貢献を目的として、平成23年度より、区内で5,000㎡以上の建築物を建築する建築主に対し、床面積当たり一定量以上の木材使用を指導するとともに、木材使用によるCO2固定量の認証等を実施。
- 同制度では、区と協定を締結した全国の自治体(H31年4月1日時点で75自治体)から産出された木材の使用を推奨。
- 平成28年度までの認証件数は97件で、木材使用量は約3,900㎡、二酸化炭素固定量は2,369t-CO₂となっている。

主な取組成果

○ みなとパーク芝浦(東京都港区芝浦)



国産材使用量:477m³(CO₂固定量:307t-CO₂)

- 区の総合支所、スポーツセンター、介護予防センター等が入居した複合施設。H26年竣工。
- 内装、外装、家具等にスギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ、ヒバなどを使用。

○ T-Time(東京都港区赤坂)



国産材使用量:4m³(CO₂固定量:3t-CO₂)

- テナント事業者における認証事例。
- 当該施設は、ビルの一角に設けられたレンタルスペース。
- 内装や家具にヒノキやシラカバなどを使用。

○ 麻布子ども中高生プラザ(港区南麻布)



国産材使用量:100m³(CO₂固定量:70t-CO₂)

- 保育園、児童館、高齢者向けコミュニティ施設が入居した複合施設。H26年竣工。
- 内装や家具にスギ、ヒノキ、ナラなどを使用。

○ 東京都民銀行(港区南青山)



国産材使用量:14 m³(CO₂固定量:8t-CO₂)

- 港区内の新築民間事業所。H29年竣工。
- 内装や家具にスギを使用。

森林整備に対する理解の拡がり

～都区部の地方団体における森林整備等の取組事例～

- 森林がなく、超過課税による財源がない都区部においても、近年の環境問題への意識の高まりを受け、地方の団体と連携し、区域外において、間伐等の事業を実施。
- 同時に、区民に対する普及啓発を実施して、森林整備の重要性等についての理解及び当事者意識を醸成。

千代田区

連携先団体 岐阜県高山市、群馬県嬭恋村

主な実施事業 森林整備 等

森林吸収源対策実績 整備面積 20.4ha (高山市)
CO2吸収認証量 159.22t-CO2/年 (H27実績)
※岐阜県「地球環境の保全のための森林づくり」による認定

新宿区

連携先団体 長野県伊那市、群馬県沼田市、あきる野市

主な実施事業 間伐委託、森林整備 等

森林吸収源対策実績 間伐面積 11.40ha (伊那市)
CO2吸収認証量 390.9t-CO2/年 (H27実績)
※長野県「森林の里親促進事業」により認証

中央区

連携先団体 檜原村

主な実施事業 森林保全活動への支援 等

港区

連携先団体 あきる野市

主な実施事業 森林整備、環境学習 等

墨田区

連携先団体 栃木県鹿沼市

主な実施事業 植林、間伐体験 等

品川区

連携先団体 山梨県早川町

主な実施事業 区民による里山再生事業 等

世田谷区

連携先団体 群馬県川場村

主な実施事業 区民の森林整備、草刈り体験 等

中野区

連携先団体 群馬県みなかみ町
福島県喜多方市

主な実施事業 植林、間伐支援 等

杉並区

連携先団体 青梅市

主な実施事業 区民の森林整備 等

板橋区

連携先団体 栃木県日光市

主な実施事業 区民ボランティアによる除伐 等

足立区

連携先団体 新潟県魚沼市 等

主な実施事業 カーボンオフセット

【参考】自治体連携による森林整備の促進等に向けた取組事例

東京都新宿区、長野県伊那市 「地球環境保全のための連携協定」に基づく取組等

- 新宿区には江戸時代高遠藩主の下屋敷があったことから、伊那市とは友好都市として様々な交流事業を実施。その一環として、「新宿区と伊那市との地球環境保全のための連携に関する協定」を締結。
- 協定に基づく新宿区による伊那市市有林の整備、森林体験やイベント出展、ウッドスタート事業等の取組を実施。

主な取組成果

- 新宿区による伊那市有林整備
伊那市の市有林を新宿区の事業により整備するとともに、長野県の森林CO2吸収量認証制度により認証。H28実績として間伐約29haを実施。
- 森林体験
伊那市に「新宿の森」(0.4ha)を設定し、新宿区民対象のエコツアーや、新宿区立小学校の移動教室等の森林体験を実施。
- イベント出展
新宿区のイベントにおいて伊那市が間伐材木工教室を出展。

「ウッドスタート」事業

新宿区では、H23年度より、区内で生まれた新生児全員に木のおもちゃ等をプレゼントする等の「ウッドスタート」事業を実施。

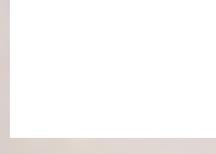
友好都市である長野県伊那市の木工職人が製作した木のおもちゃ等8種類の品から選ぶことができる。



新宿の森の開設



間伐体験



【参考】自治体連携による森林整備・木材利用の促進等に向けた取組事例

東京都板橋区、栃木県日光市 「『みどりと文化の交流協定』に基づく木材利用と森林環境教育」

- 板橋区と日光市の間で締結した、「みどりと文化の交流協定」等に基づき、板橋区は、学校施設の整備において日光市産木材の使用に努めるとともに、日光市は、板橋区への日光市産木材の円滑な提供に向け、市内の森林組合や木材産業関係事業者等との連絡・調整を実施。
- これまでに、4校(小学校2校、中学校2校)の学校施設整備において、約220m³の日光市産材を供給。

主な取組成果

○ 板橋区立板橋第一小学校



日光市産材供給量：44.0m³
建築面積：3,965.5m²
延床面積：9,322.3m²
構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
規模：地上4階

○ 板橋区立中台中学校



日光市産材供給量：82.3m³
建築面積：2,602.9m²
延床面積：7,918.6m²
構造：鉄筋コンクリート造
規模：地上4階

○ 板橋区立赤塚第二中学校



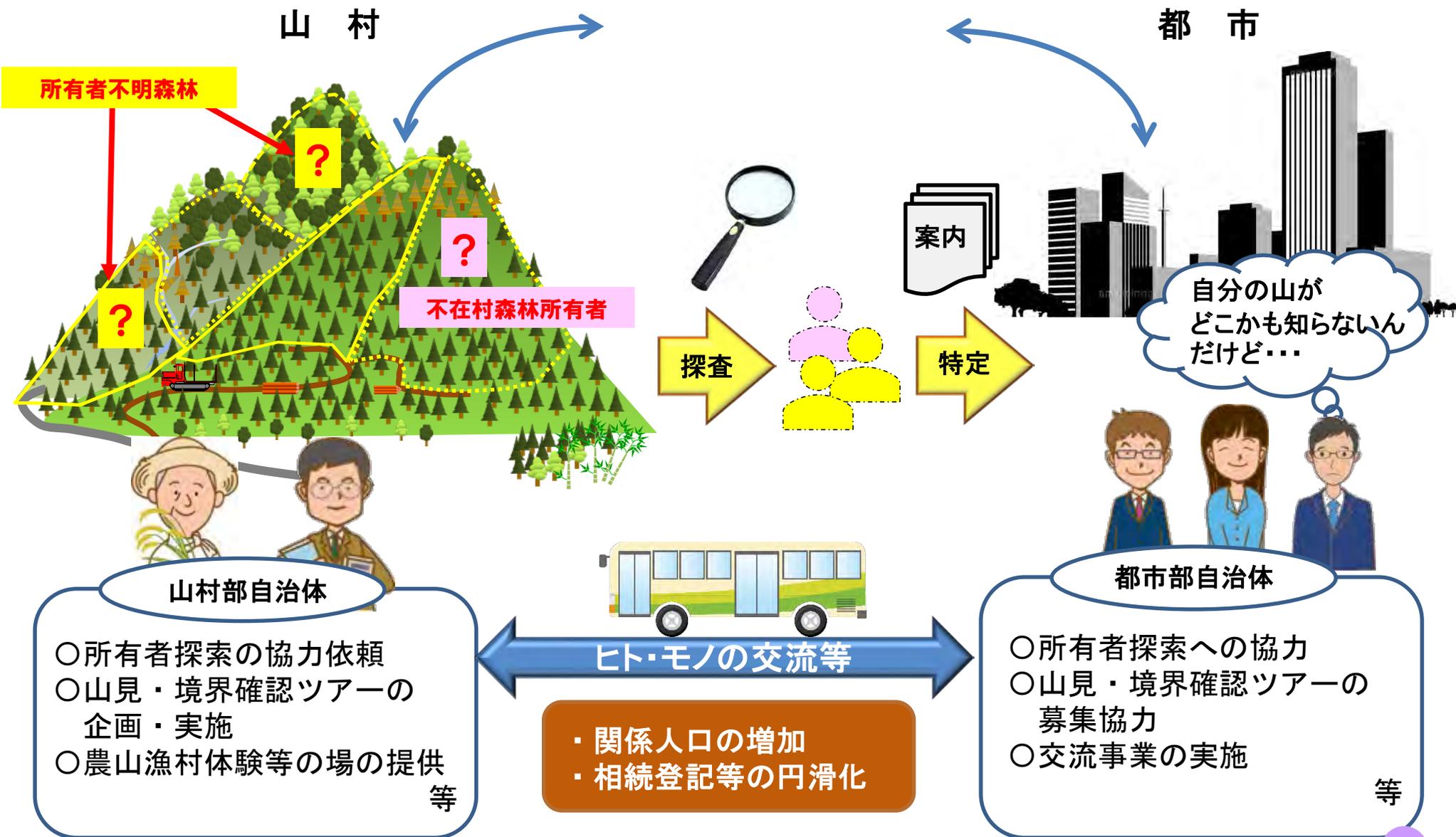
日光市産材供給量：62.0m³
建築面積：4,277.2m²
延床面積：10,190.9m²
構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
一部鉄骨鉄筋コンクリート造
規模：地下1階/地上3階

○ 板橋区立金沢小学校(増築工事)



日光市産材供給量：32.0m³
建築面積：4,397.43m²(うち増築645.46m²)
延床面積：8,594.82m²(うち増築1,950.33m²)
構造：鉄骨造
規模：地上3階建て

【参考】都市在住森林所有者の探索・働きかけ等 (イメージ)



森林の適切な管理に向けて



植林

育てた苗木を山まで運んで植える。



読んで笑って森を応援
林業マンガ「お山ん画」



リン子ちゃん



きぐりー

森と人と木の「いま」がわかる
森林・林業白書

